

想定3問：弁護士の収入状況についてどのような調査をしているのか、法務当局に問う。

〔結論〕

- 法務省では、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定を受けて、主に、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するため、法曹の収入等を把握することを目的として、平成28年に、登録1年目から15年までの全弁護士約2万1,000人を対象として、書面によるアンケート調査を実施し、全体として、約37%の回答を得たところである。

その調査結果によれば、

- 登録1年目の弁護士の収入の平均値が、568万円
- 登録5年目の弁護士のうち、新司法試験合格後に司法修習を終えたいわゆる新63期の収入の平均値が、1,360万円
- 登録15年目の弁護士の収入の平均値が、3,085万円
であり、
- 登録1年目から15年までの弁護士の収入の平均値は、1,491万円
であった（注）。

（注）この他、平成23年には、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うために、関係閣僚の申合せによって開催された「法曹の養成に関するフォーラム」において、司法修習修了後15年以内の弁護士を対象として、収入等についてのアンケート調査を実施した。

その調査によれば、同じく弁護士登録1年目の弁護士の収入の平均値は、新司法試験合格後に司法修習を終えたいわゆる新62期の弁護士につき777万円、旧司法試験合格後に司法修習を終えたいわゆる旧62期の弁護士につき780万円であった。

(参考) 弁護士の経済状況調査

○ 平成28年(法務省による調査)

登録年数	修習期	収 (平均値)	入 (中央値)	所 (平均値)	得 (中央値)
登録1年目	第67期	568万円	543万円	327万円	317万円
登録2年目	第66期	762万円	654万円	423万円	391万円
登録3年目	新65期	904万円	785万円	476万円	426万円
	旧65期	923万円	876万円	391万円	462万円
登録4年目	新64期	1,139万円	934万円	606万円	514万円
	旧64期	1,027万円	958万円	543万円	430万円
登録5年目	新63期	1,360万円	1,081万円	686万円	572万円
	旧63期	1,465万円	1,135万円	697万円	592万円

○ 平成23年(法曹の養成に関するフォーラムによる調査)

登録年数	修習期	収 (平均値)	入 (中央値)	所 (平均値)	得 (中央値)
登録1年目	新62期	777万円	700万円	546万円	480万円
	旧62期	780万円	736万円	570万円	524万円
登録2年目	新61期	1,029万円	900万円	670万円	597万円
	旧61期	1,122万円	1,000万円	660万円	600万円
登録3年目	新60期	1,339万円	1,134万円	851万円	762万円
	旧60期	1,368万円	1,153万円	820万円	700万円
登録4年目	第59期	1,716万円	1,576万円	949万円	816万円
登録5年目	第58期	2,167万円	1,700万円	1,107万円	851万円

平成30年11月16日(金)
松田 功 議員(立憲)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

想定4問・弁護士の収入調査をより詳しく実施するべきではないのか、法務当局に問う。

[前提]

- ・ (先ほど述べたとおり,) 法務省が、法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえて平成28年に実施した弁護士の収入調査は、日本弁護士連合会の協力を得て、
 - 弁護士の収入等について、客観的資料に基づいて回答するよう求めたものであって、かつ、
 - 当時の登録1年目から15年目までの全登録弁護士数に当たる2万1,313人を対象とした調査であり、そのうち7,912人、回収率にして37.1%に当たる弁護士から回収を得たものである。

[結論]

- ・ このように、本調査は、各期別の弁護士を対象として網羅的かつ詳細に行ったものであり、その時点での弁護士の収入状況を相当正確に把握したものである。
そのため、現時点において、直ちに、弁護士の収入調査を改めて詳しく実施する必要性まではないものと考えているが、今後の時々の経済状況等の変化等に応じ、必要に応じ、若手の裁判官及び検察官の給与面における待遇の在り方を総合的に考える上で参考となる若手弁護士の経済状況の適切な把握に努めてまいりたいと考えている。

人事課作成

11月16日(金) 衆・法務委 松田 功 議員(立憲)

想定5問 檢事の初任給調整手当の現在の必要性について、法務当局に問う。

(答)

検事の初任給調整手当は、現在においても、その職責にふさわしい資質と能力を備えている者を採用するために必要であり、かつ、適切に機能しているものと考えている(注)。

(注) 平成28年の法曹の経済状況調査(法務省)によれば、平成27年度の若手弁護士の収入状況(平均値)を見ると、500万円台後半から始まり、2年後には約900万円となっている。

他方、検事については、初任給調整手当を含む場合は、600万円程度から始まるものの、検事9号でようやく900万円に達することとなる。こうした例からも、初任給調整手当が必要であり、適切に機能しているものと考えられる。

(別添) 平成28年の法曹の経済状況調査(抜粋)

(参考) 初任給調整手当と俸給表の増額改定について

初任給調整手当が支給されている検事については、一般職の職員よりも優遇されていることから、俸給表の増額改定の必要はないとの意見も想定される。

しかし、検察官の俸給は、その仕組みにおいて職務と責任の特殊性を相当程度反映し、また、その水準において一般の行政官に対比しある程度の較差を保つこととしたものである。初任給調整手当は、検事の初任給と新たに弁護士となる者の収入の格差を埋めることによって優秀な任官者の確保を図るという目的で支給されているものであり、同手当が支給されていることが検察官の俸給の在り方に関する考え方の合理性を否定するものではないと考えられる。

(対大臣・副大臣・政務官)
11月16日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
松田 功 議員(立憲)

想定6問 若手の裁判官及び検察官の給与面における待遇を考慮するに当たり、若手の弁護士の経済状況を適切に把握する必要があるのではないか、法務大臣に問う。

[把握の必要性]

(委員御指摘のとおり、) 裁判官及び検察官について、その職責にふさわしい資質と能力を備えている者を採用する観点からも、若手の裁判官や検察官の給与面での待遇を定めるに当たって、弁護士の収入・所得の状況を必要に応じて適切に考慮する必要がある。

[単純把握の困難性]

もっとも、そもそも、裁判官及び検察官は、国家公務員という立場で職務に従事し、定額の給与の支給を受けるのに対し、弁護士は、一般的には、事業主的な営業形態を採って職務を行っている。

このように、裁判官及び検察官と弁護士とでは、収入を得る態様や職務内容が大きく異なる上、裁判官及び検察官も国家公務員であり、その給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要がある。



そのため、裁判官及び検察官の給与と弁護士の収入・所得とを、単純に金額水準のみで比較することは適当でない面がある。

〔結論〕

したがって、若手の裁判官及び検察官の給与面における待遇の在り方については、このような事情を十分に踏まえた上で総合的に考えることが相当であり、今後とも、必要に応じて弁護士の経済状況を適切に把握していくことが相当と考える。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線██████ 携帯██████】

(対大臣・副大臣・政務官)
11月16日(金)衆・法務委

官房人事課 作成
階 猛 議員(国民)

1問 今回の検察官俸給法改正後の検察官の総人件費の増加額とその計算の前提となった検察官の定員について、法務大臣に問う。

〔結論〕

- 1 検察官の人事費の所要額については、今回の法改正等による検察官の給与改定により、約1億3,000万円の増額(注1, 2)を見込んでいる(注3)。
- 2 この金額は、平成30年7月1日時点での検察官の人数が2,657人であったことから、これを基礎として算出したもの(注3, 4)。

(注1) 奉給及び諸手当(地域手当、期末手当、勤勉手当)の総額(年額)である。

なお、これは、検察官俸給法の改正による増額分と、一般職給与法の改正に伴っていわば自動的に増額される分を合算したものである。

(注2) 具体的には、現行法に基づく俸給等の合計年額が「約297億6,000万円」であり、改正法に基づく俸給等の合計年額が「約298億9,000万円」となり、この差額「約1億3,000万円」が増額分となる。

(注3) 平成30年度における検察庁の検察官の予算定員は、2,767である。

(注4) 実人数を基礎としたのは、人件費の所要額を算出する上では、予算定員よりも、各号俸別に把握できている実際の人数を基礎とした方が、より正確であることにによる。

【責任者：大臣官房人事課 伊藤課長 内線 [] 携帯 [] 】

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

11月16日(金)衆・法務委 黒岩 宇洋 議員(無会)

1問 現時点で該当者がいない判事補12号及び検事20号に関する規定を残しておく理由について、法務大臣に問う。

[前提]

(御指摘のとおり,) 現時点で判事補12号及び検事20号の各号俸に該当する判事補や検事は存在しない。

[規定を残す理由]

もっとも、今後も、旧司法試験に合格した資格
(注)に基づいて、司法修習生に採用され、その後
に判事補や検事に任官する者が生じることなどが想
定され得る。

このような場合に号俸の決定について柔軟な対応
を可能にするため、「裁判官の報酬等に関する法律」
及び「検察官の俸給等に関する法律」におけるこれ
らの号俸に関する規定を、現在も残しているところ
である。」

(注) 旧司法試験は、平成23年まで実施されていた(平成18年から23年までは新司法試験と並行実施)。

(参照条文)

○裁判所法 (昭和22年法律第59号)

第66条 (採用) 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② (略)

○検察庁法 (昭和22年法律第61号)

第18条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在つた者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授
又は准教授の職に在つた者

2~3 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

官房人事課作成

11月16日(金)衆・法務委 黒岩 宇洋 議員(無会)

2問 旧司法試験合格者で検事任官した者について、直近の例を法務大臣に問う。

〔結論〕

旧司法試験合格者で検事任官した者は、直近では平成24年度に2名おり、いずれも検事20号俸に決定されているものと承知。

(参考) 新司法試験開始後における検事任官者内訳

	旧司法試験	新司法試験
平成19年度	71	42
平成20年度	20	73
平成21年度	11	67
平成22年度	4	66
平成23年度	1	70
平成24年度	2	70

いずれも旧司法試験合格者は検事20号俸、新司法試験合格者は検事18号俸に決定している。

平成25年度以降は新司法試験合格者のみ。

【責任者：官房人事課 伊藤課長 内線

携帯電話

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

11月16日(金) 衆・法務委 黒岩 宇洋 議員(無会)

3問 旧司法試験に合格した判事補及び検事の直近の任官状況等を踏まえると、今後、判事補12号及び検事20号の該当者が生じるとは考えられないことから、判事補12号及び検事20号に関する規定は削除するべきではないか、法務大臣に問う。

(〔前提〕

(先程述べたとおり、) 近年の判事補及び検事の任官状況を見ると、旧司法試験に合格した資格に基づいて司法修習生に採用された者は、判事補については平成25年1月の任官者、検事については平成24年12月の任官者が最後であり、それ以降は存在しないことは御指摘のとおりである。

(〔現時点で削除しない理由〕

もっとも、先ほど申し上げたとおり、今後も、旧司法試験に合格した資格に基づいて、司法修習生に採用され、その後に判事補や検事に任官する者が生ずることなどが想定され得るのであり、このような場合の判事補任官及び検事任官に際しての号俸の決定について柔軟に対応する余地を残しておく必要がある。



さらに、現在、法務省においては、平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定を受けて、法曹養成制度全般に関する必要な改革の取組を、文部科学省等と連携して、進めているところであり、その取組状況も踏まえ、必要となる検討を行ってまいりたい。

〔結論〕

（ いざれにせよ、現時点において、判事補12号及び検事20号に関する規定を、直ちに削除するまでの必要性は認められないものと考えている。 ）

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [] 携帯 [] 】